

全建労発第 59 号  
平成 30 年 1 月 15 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
(公印省略)

### 技能検定の受検資格について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、技能検定の受検資格については、職業能力開発促進法第 45 条、職業能力開発促進法施行規則第 64 条から第 64 条の 6 まで及び技能検定の受検資格を定める告示等に定められています。

このうち、技能検定 3 級の受検資格については、現在、当該検定職種に関する学科に在学する者であれば、実務経験がなくとも受検資格が付与されていますが、一方で当該検定職種に関連しない学科に在学する者が、課外活動等で当該検定職種に係る同等以上の講習を履修した場合には、受検資格が付与されていませんでした。

このたび、3 級及び基礎級の技能検定の受検資格に工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の 問題等がないと判定された者について、受検資格を付与することとし、平成 30 年 4 月 1 日以降に実施される当該講習の受講者について適用することとした旨、厚生労働省参事官（能力評価担当）から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様へ周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

開評発 0104 第 3 号  
平成 30 年 1 月 4 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省  
参事官（能力評価担当）  
（公印省略）

### 技能検定の受検資格について

技能検定の受検資格については、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 45 条、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 64 条から第 64 条の 6 まで及び技能検定の受検資格を定める告示（昭和 45 年労働省告示第 18 号。以下「昭和 45 年告示」という。）等に定めています。

このうち、技能検定 3 級の受検資格については、現在、当該検定職種に関する学科に在学する者であれば、実務経験がなくとも受検資格が付与されています。一方で、当該検定職種に関連しない学科に在学する者が、課外活動等で当該検定職種に係る同等以上の講習を履修した場合であっても、受検資格が付与されていないことから、こうした場合にも受検資格を付与するよう要望がなされてきました。

このような状況を踏まえて検討を行い、平成 30 年 1 月 4 日付け開発 0104 第 1 号により、厚生労働省人材開発統括官から都道府県知事宛てに別添のとおり通知しましたので、関係団体に周知いただきますようお願い申し上げます。

(別添)

開発 0104 第 1 号  
平成 30 年 1 月 4 日

都道府県知事 殿

厚生労働省人材開発統括官  
( 公 印 省 略 )

### 技能検定の受検資格について

技能検定の受検資格については、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 45 条、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 64 条から第 64 条の 6 まで及び技能検定の受検資格を定める告示（昭和 45 年労働省告示第 18 号。以下「昭和 45 年告示」という。）に定めている。このうち、昭和 45 年告示第 3 条第 17 号における「厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者」は、平成 16 年 4 月 1 日付け能発第 0401001 号（最終改正：平成 29 年 7 月 6 日付け能発 0706 第 3 号）の一部として示している。

今般、これを別添のとおり整理するとともに、3 級及び基礎級の技能検定の受検資格に「(ハ) 3 級（前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。）については、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたもの」を追加した。平成 30 年 4 月 1 日以降に実施される当該講習の受講者について適用することとしたので、了知いただきたい。

(別添)

- 技能検定の受検資格を定める告示における「厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者」について

### 1 級の技能検定の受検資格

技能検定の受検資格を定める告示(昭和45年労働省告示第18号。以下「昭和45年告示」という。)の第1条第8号における「厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者」は、以下のとおりとする。

(イ) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(検定職種に関する学科を専攻した者に限る。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後当該検定職種に関し4年以上の実務の経験を有するもの。なお、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者と同等以上の学力を有すると認められる者には、次のものが含まれること。

- ① 旧国立学校設置法(昭和24年法律第150号)による大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
  - ② 独立行政法人大学評価・学位授与機構又は旧国立学校設置法による大学評価・学位授与機構による学士の学位の授与の申請対象となる者で、当該申請を行わなかったもの
  - ③ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者その他の学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項に規定する
- (ロ) 国、地方公共団体又は独立行政法人が学校教育法(昭和22年法律第26号)以外の法令等の規定に基づき設置する学校(以下「他法令等学校」という。)であって学校教育法による大学(短期大学を除く。以下同じ。)と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し4年以上の実務の経験を有するもの
- (ハ) 他法令等学校であって学校教育法による短期大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し5年以上の実務の経験を有するもの
- (ニ) 他法令等学校であって学校教育法による高等学校と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し6年以上の実務の経験を有するもの

- (ホ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）別表第 7 により行われる訓練科以外の応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後 1 年以上の実務の経験を有する者に限る。）
- (ヘ) 規則別表第 6 により行われる訓練科以外の専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後 3 年以上の実務の経験を有する者、2 級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後 1 年以上の実務の経験を有するもの又は 3 級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後 2 年以上の実務の経験を有するものに限る。）
- (ト) 規則別表第 2 により行われる訓練科以外の普通課程の普通職業訓練の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後 5 年（総訓練時間が 2,800 時間以上の訓練を修了した者にあつては、4 年）以上の実務の経験を有する者に限る。）
- (チ) 規則別表第 3 又は第 4 により行われる訓練科以外の短期課程の普通職業訓練の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後 6 年以上の実務の経験を有する者に限る。）
- (リ) 検定職種に関し、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により認定された訓練のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後 6 年以上の実務の経験を有する者に限る。）

## 2 級の技能検定の受検資格

昭和 45 年告示の第 2 条第 8 号における「厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者」は、以下のとおりとする。

- (イ) 他法令等学校であつて学校教育法による高等学校と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者
- (ロ) 規則別表第 2、第 3、第 4、第 6 又は第 7 により行われる訓練の訓練科以外の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者
- (ハ) 検定職種に関し、求職者支援法第 4 条第 1 項の規定により認定された訓練のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者

### 3級及び基礎級の技能検定の受検資格

昭和45年告示の第3条第17号における「厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者」は、以下のとおりとする。

- (イ) 他法令等学校であって学校教育法による高等学校と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者
- (ロ) 他法令等学校であって学校教育法による高等学校と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科に在学する者
- (ハ) 3級（前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。）については、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたもの

### 単一等級の技能検定の受検資格

昭和45年告示の第4条第8号における「厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者」は、以下のとおりとする。

- (イ) 他法令等学校であって学校教育法による短期大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者
- (ロ) 他法令等学校であって学校教育法による高等学校と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの
- (ハ) 規則別表第7により行われる訓練科以外の応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者
- (ニ) 規則別表第6により行われる訓練科以外の専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者
- (ホ) 規則別表第2により行われる訓練科以外の普通課程の普通職業訓練の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者（総訓練時間が2,800時間未満の訓練を修了した者については、当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後1年以上の実務の経験を有する者に限る。）
- (ヘ) 規則別表第3又は第4により行われる訓練科以外の短期課程の普通職業訓練の訓練科のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後1年以上の実務の経験を有する者に限る。）

- (h) 検定職種に関し、求職者支援法第4条第1項の規定により認定された訓練のうち、厚生労働省人材開発統括官が認定した訓練科を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後1年以上の実務の経験を有する者に限る。）

上記のうち、3級及び基礎級の技能検定の受検資格の(h)の運用は、以下のとおりとする。

1 3級の技能検定の受検資格を認められる者の要件

工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたもの。具体的には、3級の技能検定の受検資格付与に係る講習を受講した上で、当該講習の責任者（以下「実施責任者」という。）から、別添様式「3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書」（以下「確認書」という。）の交付を受けた者であること。

受検資格を付与できる者であるか否かは、技能検定の受検申請時に受検申請書に添付される確認書により確認するものとする。

2 3級の技能検定の受検資格付与に係る講習の対象職種（作業）について

3級（前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。）の技能検定の全ての職種・作業とすること。

3 3級の技能検定の受検資格付与に係る講習の受講対象者について

義務教育を修了した者であり、かつ、以下のいずれかに該当する者であること。

○ 職業能力開発促進法関係

- ・ 普通課程、短期課程又は専修訓練課程の普通職業訓練を受けている者
- ・ 応用課程、専門課程、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者
- ・ 長期養成課程の指導員養成訓練を受けている者

○ 学校教育法関係

- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校に在学する者
- ・ 学校教育法による高等学校の専攻科に在学する者
- ・ 学校教育法による特別支援学校の高等部に在学する者

○ その他

- ・ 外国の学校であって学校教育法による大学と同等以上と認められるものに在学する者
- ・ 外国の学校であって学校教育法による短期大学と同等以上と認められるものに在学する者
- ・ 外国の学校であって学校教育法による高等学校と同等以上と認められるものに在学する者
- ・ 法務省設置法(平成11年法律第93号)による刑務所若しくは少年刑務所における受刑者職業訓練を受けている者又は少年院法(平成26年法律第58号)による中等少年院若しくは特別少年院における職業補導を受けている者
- ・ 求職者支援法第4条第1項の規定により認定された職業訓練を受けている者
- ・ 他法令等学校であって学校教育法による高等学校と同等以上と認められるものに在学する者

4 3級の技能検定の受検資格付与に係る講習の内容について

当該講習の内容は、安全に作業ができるかどうかという視点から、当該職種(作業)の実技試験の「技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目」([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/ability\\_skill/ginoukentei/syokusyuu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/ability_skill/ginoukentei/syokusyuu.html)) (以下「試験細目」という。)並びに学科試験の試験細目のうち安全衛生及び関係法令に係る部分とすること。

なお、当該講習の実施方法については、必ずしも座学である必要はなく、実技指導によるものでも差し支えないものとする。

5 3級の技能検定の受検資格付与に係る講習の講習時間について

当該講習は、受検希望者の安全性確保の観点から、6時間以上実施すること。

なお、当該講習を単独で実施せず、他の講習会等の機会に併せて実施してもよいが、その場合は、実技試験の試験細目並びに学科試験の試験細目のうち安全衛生及び関係法令に係る部分について、6時間以上の講習を実施すること。

例えば、ものづくりマイスター(厚生労働省が実施する「若年技能者人材育成支援等事業」において、優れた技能と経験を有する者として認定され、学校等で実技指導等を実施する者)が工業高等学校の生徒等に対して実施した実技指導において、当該講習を合計6時間以上実施したと認められる場合は、当該講習を実施したものとして取り扱うことがで



きる。

#### 6 3級の技能検定の受検資格付与に係る講習の実施体制について

当該講習を実施するためには、実施責任者、安全に作業できる者であるか否かを判定する者（以下「判定者」という。）及び実際に受講者に対し講習を行う者（以下「講習担当者」という。）を置くこと。ただし、判定者と講習担当者が同一の者であっても、差し支えない。

#### 7 実施責任者、判定者及び講習担当者の要件について

実施責任者は、学校、企業及び団体の長等が該当すること。

また、判定者及び講習担当者は、以下の者が該当すること。ただし、当該職種に係る現職の技能検定委員である者を除く。

- (1) 当該職種（作業）に係る工業高等学校等の教員又は普通職業訓練等の職業訓練指導員
- (2) 当該職種（作業）に係る1級技能士
- (3) 当該職種（作業）に係るものづくりマイスター（都道府県技能振興コーナーを通じて派遣された者に限る。）

#### 8 確認書の作成及び発行方法について

確認書とは、実施責任者が3級の技能検定の受検資格付与に係る講習を実施する過程で、受講者が受検資格を付与できる者であるか否かについて確認したことを証するものである。

確認書には、職種（作業）別に、チェック欄を設けた細目を掲載するので、判定者又は講習担当者は、確認された試験細目のチェック欄に記入すること。講習を複数回に渡り実施する場合には、講習の都度、当該講習において確認された試験細目のチェック欄に記入すること。

その上で、実施責任者及び判定者は、試験細目のチェック欄が全てチェックされていることを確認の上、確認書に押印すること。

また、判定者及び講習担当者は、確認書に資格等を裏付けるものの写し（例えば、1級技能士合格証書の写し。複数名いる場合は全員分。ただし、実施責任者が学校又は職業訓練施設の長の場合に限り、「当該職種（作業）に係る工業高等学校等の教員又は普通職業訓練等の職業訓練指導員」であることを裏付けるものの写しは不要。）を添付すること。ものづくりマイスターについては、ものづくりマイスター認定証の写しを確認するとともに、ものづくりマイスターデータベース（<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/home/>）で、現に認定を受けているものづくりマイスターであることを確認すること。

【確認書（機械加工職種[普通旋盤作業]）の例】

3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書

日付：平成〇年〇月〇日

所属： ○○○○○○○○

実施責任者： ○○ △△ 印

下記講習により、次の者が受検資格を付与できる者であるか否かを確認したことを証します。

氏名	所属	生年月日	判定結果 ※1
			可・否

※1 講習内容に示した科目の細目を受講した結果、安全に作業ができるか否かの観点から、判定者が総合的に判定。

記

（職種・作業名）

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤

（講習担当者）※2

氏名	資格

※2 判定者と同一の者の場合、資格欄のみ省略可

（日時・場所）

日時	場所
平成 年 月 日 ( ) 時～ 時	
平成 年 月 日 ( ) 時～ 時	
平成 年 月 日 ( ) 時～ 時	
平成 年 月 日 ( ) 時～ 時	
平成 年 月 日 ( ) 時～ 時	
平成 年 月 日 ( ) 時～ 時	

裏面に続く

(講習内容)

当該職種（作業）において安全作業をする上で必要となる次項の科目の細目について、必要なレベル ※3 の最低6時間の講習を行う。

(細目及び確認項目)

「試験科目及びその範囲の細目」の安全衛生及び労働安全衛生法関係法令等

		チェック欄
1	機械加工作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。	
	(1) 機械、器具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法	
	(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法	
	(3) 作業手順	
	(4) 作業開始時の点検	
	(5) 機械加工作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防	
	(6) 整理、整頓及び清潔の保持	
	(7) 事故時等における応急措置及び退避	
	(8) その他、機械加工作業に関する安全又は衛生のために必要な事項	
2	労働安全衛生法関係法令（機械加工作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。	

※3 必要なレベル（「詳細な」「一般的な」「概略の」）の定義について

詳細：確実に、かつ、深く知っていなければならない知識の程度

一般的：知っていないと作業に支障が生じる知識の程度

概略：浅く広く常識として知っておかなければならない知識の程度

「試験科目及びその範囲の細目」の実技作業

		チェック欄
1	各種の切削工具の取付け及び加工段取りができること。	
2	通常の精度の円筒、テーパ及び平面の切削ができること。	
3	通常の精度の穴あけ及び穴ぐりができること。	
4	通常の精度を要する三角ねじのねじ切りができること。	
5	切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた送り、切込み及び切削速度の決定ができること。	
6	切削工具の寿命の判定ができること。	

上記のとおり確認した。

(判定者)

氏名	資格
印	